

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針

令和3年12月

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理事業について

○ PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサー用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。(国内使用量 累計約5.4万トン)

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗(39戦39敗)
→ 処理の停滞・保管の長期化

この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失(平成10年 厚生省調査)
→ 漏洩等による環境リスクの増加

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

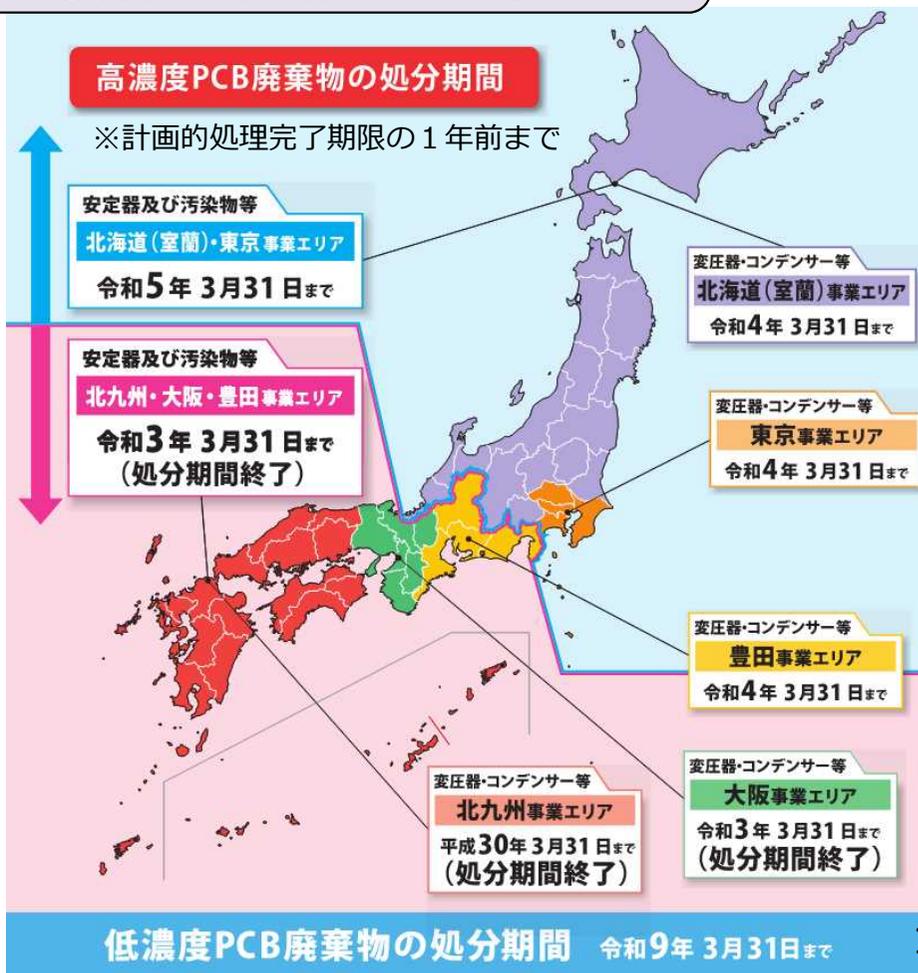
変圧器・コンデンサー等

- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

安定器・汚染物等

- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器(ドラム缶等)ごと溶融分解(プラズマ処理)
- 平成21年 北九州、25年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

- 平成26年 各施設の処理期限(当初は平成28年7月)を延長。再延長は無いこと等を約束。
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内(計画的処理完了期限の1年前まで)の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。

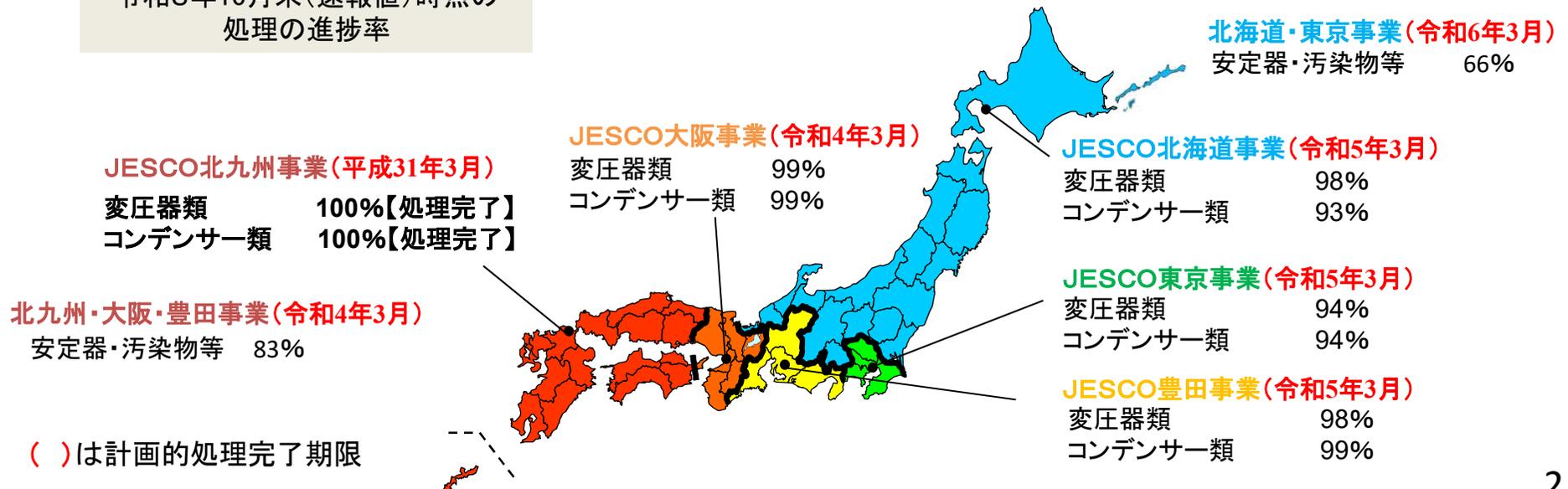


各事業地域における高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- JESCOには、令和3年10月末(速報値)時点で、変圧器 約1.61万台、コンデンサー 約37.5万台の計約39.1万台が、処理対象として登録等されており、このうち変圧器 約1.59万台、コンデンサー 約36.5万台の計約38.1万台を処理した。
登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約97%である。
- 安定器・汚染物等については、約2.2万トンが登録されており、このうち約1.6万トンを処理した。
処理の進捗率(全国平均)は約74%である。



令和3年10月末(速報値)時点の
処理の進捗率



5事業地域それぞれの処理対象量の増分と処理の見通し

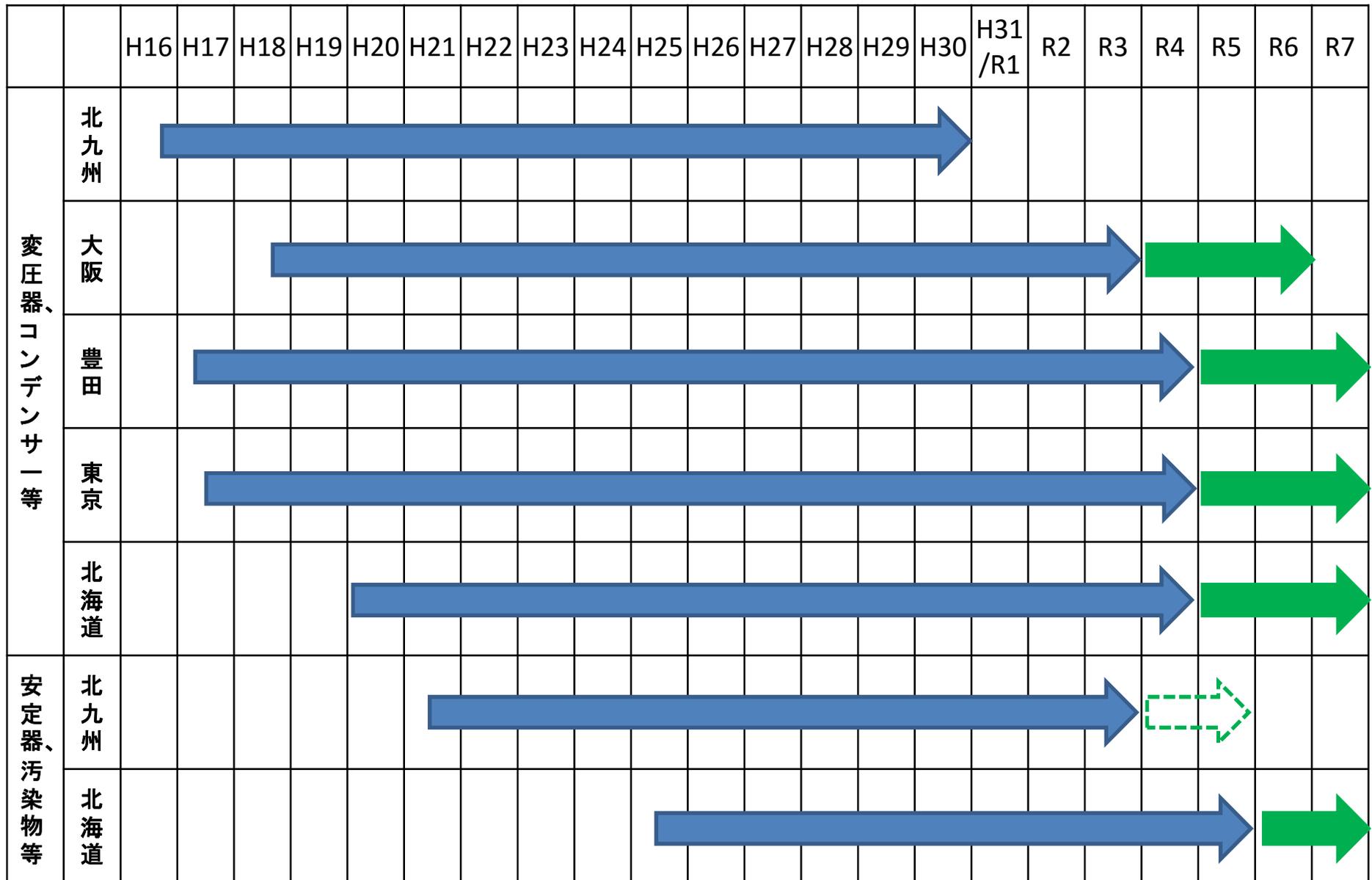
	事業エリア	処理対象量			今後の掘り起こし見込み量	R3年度以降の処理対象量	処理完了見込み ^{※1}	計画的処理完了期限	事業終了準備期間末 ^{※2}
		H27.1時点(ア)	R3.7時点(イ)	増加率(イ)/(ア)					
安定器・汚染物等	北九州	5,900t	10,575t	1.8	350t	2,794t	R5年度末	R3年度末	R5年度末
	北海道	6,400t	11,723t	1.8	800t	4,729t	R7年度末	R5年度末	R7年度末
	合計	12,300t	22,298t	—	—	—	—	—	—

変圧器・コンデンサー等	北九州	55,661台	61,751台	1.1	—	—	—	H30年度末	R3年度末
	大阪	73,006台	86,762台	1.2	374台	3,321台	R5年度末	R3年度末	R6年度末
	豊田	55,115台	77,554台	1.4	218台	2,206台	R5年度末	R4年度末	R7年度末
	東京	82,973台	87,207台	1.1	371台	8,574台	R5年度末	R4年度末	R7年度末
	北海道	60,734台	73,383台	1.2	1,063台	6,318台	R6年度末	R4年度末	R7年度末
	合計	327,489台	386,657台	—	—	—	—	—	—

※1 処理完了見込みは、計画的処理完了期限後に新規発見されるコンデンサー等の処理に備えた期間を含む。

※2 北九州事業については、コンデンサー等は平成30年度末まで、安定器等は令和3年度末までを処理期限として事業を実施。

処理スケジュール



 計画的処理完了期限
  事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。

高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けた方針(立地自治体への要請等)

①安定器・汚染物等

- 北九州事業所における安定器等について、令和5年度まで2年間、処理を継続。
- 北海道事業所についても、事業終了準備期間も処理を行い、令和7年度まで処理を継続。

②変圧器・コンデンサー等

- 新規発掘に対応するとともに、行政代執行の日程を考慮するため、事業終了準備期間も処理を可能にし、少なくとも令和5年度までは処理を継続。
- 北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサー等の継続保管案件については、令和4年度、5年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を実施。

➡ 令和3年9月22日に、立地自治体に対して、環境大臣名で要請を実施した。